

## 倉荷証券に関する規定等の見直しについて

## &lt;目次&gt;

第1部	倉荷証券に関する規定の見直し	2
第1	倉荷証券に関する規定の見直し	2
第2	倉荷証券の法的性質等	2
1	倉荷証券の法的性質	2
2	商法上の倉荷証券と船荷証券に関する各規定の比較	2
第2部	倉荷証券に関する規定の見直しに関する論点の検討	8
第1	電子化された倉荷証券の名称	8
第2	電子倉荷証券記録を発行する場面の規律等	8
1	電子倉荷証券記録を発行する場面の規律	8
2	電子倉荷証券記録の記録事項	9
3	「支配」概念の創設及び関連概念の定義	10
第3	電子倉荷証券記録の技術的要件	11
1	電子倉荷証券記録の定義及び信頼性の要件以外の技術的要件	11
2	技術的要件としての信頼性の要件	11
3	電子倉荷証券記録の発行の技術的要件	12
4	電子倉荷証券記録の支配の移転の技術的要件	12
第4	電子倉荷証券記録と倉荷証券の転換	13
1	倉荷証券から電子倉荷証券記録への転換について	13
2	電子倉荷証券記録から倉荷証券への転換について	14
第5	電子倉荷証券記録の類型及び譲渡等の方式	15
第6	電子倉荷証券記録の効力等に関する規律の内容	17
1	規律の在り方の方向性	17
2	効力等に関する規律案	18
第7	電子倉荷証券記録を支配する者に対する強制執行に関する規律の内容	28

## 第1部 倉荷証券に関する規定の見直し

### 第1 倉荷証券に関する規定の見直し

商法上の有価証券には、船荷証券のほか、倉荷証券がある。

倉荷証券については、国内の倉庫に保管された物について発行されるものであって、国土交通大臣の許可を受けた倉庫営業者に限ってその発行が認められており（倉庫業法第13条第1項）、実務上の利用場面も先物取引等の決済等に限定されているなど、利用される場面等が船荷証券とは大きく異なっているものの、倉荷証券についても、電子化のニーズがあることは否定し難い。

倉荷証券についても、その電子化のための法整備を行うこととする場合には、基本的には電子船荷証券記録と同様の内容とすることが考えられる。船荷証券と倉荷証券とでは利用される場面等が異なっているが、電子船荷証券記録については、MLETR等を参考に国際的な調和のとれる内容を検討していることから、その検討内容は、倉荷証券の電子化においても十分に参考になるものと考えられるし、倉荷証券も船荷証券も、同じく商法を根拠とするものである以上、電子化する場合の規律についても、可能な限り共通していることが望ましいものと考えられる。

本部会資料においては、倉荷証券の法的性質や商法上の倉荷証券と船荷証券に関する各規定の比較を概観した上で、「船荷証券に関する規定案の見直しに関する中間試案」と同様、電子化された倉荷証券の名称、電子倉荷証券記録を発行する場面の規律の内容、電子倉荷証券記録の技術的要件、電子倉荷証券記録と倉荷証券の転換、電子倉荷証券記録の類型及び譲渡等の方式、電子倉荷証券記録の効力等に関する規律、電子倉荷証券記録を支配する者に対する強制執行に関する規律の内容について、順次検討する。

### 第2 倉荷証券の法的性質等

#### 1 倉荷証券の法的性質

倉荷証券は、倉庫営業者が貨物の受取の事実を証し、かつ、寄託者又はその指図人へ受寄物引渡を約する有価証券であり、倉荷証券が発行されると、寄託物引渡請求権の行使・移転にその提示・交付が必要となる。

倉荷証券は、法律上当然の指図証券（商法第606条）、要式証券（同第601条）及び受戻証券（同第613条）であり、物権的効力及び処分証券性を有し（同第607条、第605条）、これらの点については、船荷証券と変わらない。

また、倉荷証券は、有価証券であることから、原則として民法第520条の2以下の有価証券に関する規定が適用されること、この点についても、船荷証券と変わらないものと考えられる。

#### 2 商法上の倉荷証券と船荷証券に関する各規定の比較

倉荷証券に関する規定は、商法第二編第九章第二節にある。倉荷証券の電子化を検討するに当たっては、まずは船荷証券の電子化における検討内容を参考とすることが考えられることから、商法第二編第九章第二節の規定と船荷証券に関

する規定とを比較しておくことが有益であると考えられる。

両者を比較すると、商法第二編第九章第二節の規定については、次のとおり分類することができる。

- ① 船荷証券に関する類似の規定があり、倉荷証券の電子化を検討するに当たり、船荷証券の電子化における検討内容と同様の方向性とすることが考えられるもの（第600条〔倉荷証券の交付義務〕、第601条〔要式証券性・倉荷証券の記載事項〕、第604条〔不実記載の場合の第三者保護〕、第605条〔処分証券性〕、第606条〔指図証券性〕、第607条〔物権的効力〕、第613条〔受戻証券性〕）
  - ② 船荷証券に関する類似の規定がなく、倉荷証券特有の規定であるが、倉荷証券の電子化を検討するに当たり、紙の倉荷証券の場合と同内容の規律を設けたり、電子化をした場合に関する文言を加えたりすれば足りると考えられるもの（第609条〔寄託者等による寄託物の点検等〕、第615条〔寄託物の供託及び競売〕、第616条〔倉庫営業者の責任の消滅〕、第617条〔倉庫営業者の責任に係る債権の消滅時効〕）
  - ③ 船荷証券に関する類似の規定がなく、倉荷証券特有の規定であり、倉荷証券の電子化を検討するに当たり、別途検討することが必要であると考えられるもの（第602条〔帳簿記載義務〕、第603条〔分割請求〕、第608条〔倉荷証券の再交付〕、第614条〔倉荷証券を質入れした場合における寄託物の一部返還請求〕）
  - ④ 倉荷証券に関する規定ではなく、倉荷証券の電子化を検討するに当たり、検討することが必要ではないと考えられるもの（第599条、第610条、第611条、第612条）
- といった類型に分類することができるものと考えられる。

#### (参考) 倉荷証券・船荷証券対照表

類型	倉荷証券	船荷証券
④	(定義) 第五百九十九条 この節において「倉庫営業者」とは、他人のために物品を倉庫に保管することを業とする者をいう。	
①	(倉荷証券の交付義務) 第六百条 倉庫営業者は、寄託者の請求により、寄託物の倉荷証券を交付しなければならない。	(船荷証券の交付義務) 第七百五十七条 運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求により、運送品の船積み後遅滞なく、船積みがあった旨を記載した船荷証券（以下この節において「船積船荷証券」という。）の一通又は数通を交付しなければならない。運送品の船積み前においても、その受取後は、

		<p>荷送人又は傭船者の請求により、受取があった旨を記載した船荷証券（以下この節において「受取船荷証券」という。）の一通又は数通を交付しなければならない。</p> <p>2 受取船荷証券が交付された場合には、受取船荷証券の全部と引換えでなければ、船積船荷証券の交付を請求することができない。</p> <p>3 前二項の規定は、運送品について現に海上運送状が交付されているときは、適用しない。</p>
①	<p>(倉荷証券の記載事項)</p> <p>第六百一条 倉荷証券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、倉庫営業者がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>一 寄託物の種類、品質及び数量並びにその荷造りの種類、個数及び記号</p> <p>二 寄託者の氏名又は名称</p> <p>三 保管場所</p> <p>四 保管料</p> <p>五 保管期間を定めたときは、その期間</p> <p>六 寄託物を保険に付したときは、保険金額、保険期間及び保険者の氏名又は名称</p> <p>七 作成地及び作成の年月日</p>	<p>(船荷証券の記載事項)</p> <p>第七百五十八条 船荷証券には、次に掲げる事項（受取船荷証券にあつては、第七号及び第八号に掲げる事項を除く。）を記載し、運送人又は船長がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>一 運送品の種類</p> <p>二 運送品の容積若しくは重量又は包若しくは個品の数及び運送品の記号</p> <p>三 外部から認められる運送品の状態</p> <p>四 荷送人又は傭船者の氏名又は名称</p> <p>五 荷受人の氏名又は名称</p> <p>六 運送人の氏名又は名称</p> <p>七 船舶の名称</p> <p>八 船積港及び船積みの年月日</p> <p>九 陸揚港</p> <p>十 運送賃</p> <p>十一 数通の船荷証券を作成したときは、その数</p> <p>十二 作成地及び作成の年月日</p> <p>2 受取船荷証券と引換えに船積船荷証券の交付の請求があつたときは、その受取船荷証券に船積みがあつた旨を記載し、かつ、署名し、又は記名押印して、船積船荷証券の作成に代えることができる。この場合においては、前項第七号及び第</p>

		八号に掲げる事項をも記載しなければならない。
③	<p>(帳簿記載義務)</p> <p>第六百二条 倉庫営業者は、倉荷証券を寄託者に交付したときは、その帳簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 前条第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項</p> <p>二 倉荷証券の番号及び作成の年月日</p>	
③	<p>(寄託物の分割請求)</p> <p>第六百三条 倉荷証券の所持人は、倉庫営業者に対し、寄託物の分割及びその各部分に対する倉荷証券の交付を請求することができる。この場合において、所持人は、その所持する倉荷証券を倉庫営業者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による寄託物の分割及び倉荷証券の交付に関する費用は、所持人が負担する。</p>	
①	<p>(倉荷証券の不実記載)</p> <p>第六百四条 倉庫営業者は、倉荷証券の記載が事実と異なることをもって善意の所持人に對抗することができない。</p>	<p>(船荷証券の不実記載)</p> <p>第七百六十条 運送人は、船荷証券の記載が事実と異なることをもって善意の所持人に對抗することができない。</p>
①	<p>(寄託物に関する処分)</p> <p>第六百五条 倉荷証券が作成されたときは、寄託物に関する処分は、倉荷証券によってしなければならない。</p>	<p>(運送品に関する処分)</p> <p>第七百六十一条 船荷証券が作成されたときは、運送品に関する処分は、船荷証券によってしなければならない。</p>
①	<p>(倉荷証券の譲渡又は質入れ)</p> <p>第六百六条 倉荷証券は、記名式であるときであっても、裏書によって、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。ただし、倉荷証券に裏書を禁止する旨を記載したときは、この限りでない。</p>	<p>(船荷証券の譲渡又は質入れ)</p> <p>第七百六十二条 船荷証券は、記名式であるときであっても、裏書によって、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。ただし、船荷証券に裏書を禁止する旨を記載したときは、この限りでない。</p>
①	<p>(倉荷証券の引渡しの効力)</p> <p>第六百七条 倉荷証券により寄託物を受け取ることができる者に倉荷証券を引き渡したときは、その引渡しは、寄託</p>	<p>(船荷証券の引渡しの効力)</p> <p>第七百六十三条 船荷証券により運送品を受け取ることができる者に船荷証券を引き渡したときは、その引渡しは、運送品</p>

	物について行使する権利の取得に関しては、寄託物の引渡しと同一の効力を有する。	について行使する権利の取得に関しては、運送品の引渡しと同一の効力を有する。
③	(倉荷証券の再交付) 第六百八条 倉荷証券の所持人は、その倉荷証券を喪失したときは、相当の担保を供して、その再交付を請求することができる。この場合において、倉庫営業者は、その旨を帳簿に記載しなければならない。	
②	(寄託物の点検等) 第六百九条 寄託者又は倉荷証券の所持人は、倉庫営業者の営業時間内は、いつでも、寄託物の点検若しくはその見本の提供を求め、又はその保存に必要な処分をすることができる。	
④	(倉庫営業者の責任) 第六百十条 倉庫営業者は、寄託物の保管に関し注意を怠らなかつたことを証明しなければ、その滅失又は損傷につき損害賠償の責任を免れることができない。	
④	(保管料等の支払時期) 第六百十一条 倉庫営業者は、寄託物の出庫の時以後でなければ、保管料及び立替金その他寄託物に関する費用（第六百十六条第一項において「保管料等」という。）の支払を請求することができない。ただし、寄託物の一部を出庫するときは、出庫の割合に応じて、その支払を請求することができる。	
④	(寄託物の返還の制限) 第六百十二条 当事者が寄託物の保管期間を定めなかつたときは、倉庫営業者は、寄託物の入庫の日から六箇月を経過した後でなければ、その返還をすることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。	

①	<p>(倉荷証券が作成された場合における寄託物の返還請求)</p> <p>第六百十三条 倉荷証券が作成されたときは、これと引換えでなければ、寄託物の返還を請求することができない。</p>	<p>(運送品の引渡請求)</p> <p>第七百六十四条 船荷証券が作成されたときは、これと引換えでなければ、運送品の引渡しを請求することができない。</p>
③	<p>(倉荷証券を質入れした場合における寄託物の一部の返還請求)</p> <p>第六百十四条 倉荷証券を質権の目的とした場合において、質権者の承諾があるときは、寄託者は、当該質権の被担保債権の弁済期前であっても、寄託物の一部の返還を請求することができる。この場合において、倉庫営業者は、返還した寄託物の種類、品質及び数量を倉荷証券に記載し、かつ、その旨を帳簿に記載しなければならない。</p>	
②	<p>(寄託物の供託及び競売)</p> <p>第六百十五条 第五百二十四条第一項及び第二項の規定は、寄託者又は倉荷証券の所持人が寄託物の受領を拒み、又はこれを受領することができない場合について準用する。</p>	
②	<p>(倉庫営業者の責任の消滅)</p> <p>第六百十六条 寄託物の損傷又は一部滅失についての倉庫営業者の責任は、寄託者又は倉荷証券の所持人が異議をとどめないで寄託物を受け取り、かつ、保管料等を支払ったときは、消滅する。ただし、寄託物に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失があった場合において、寄託者又は倉荷証券の所持人が引渡しの日から二週間以内に倉庫営業者に対してその旨の通知を発したときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定は、倉庫営業者が寄託物の損傷又は一部滅失につき悪意であった場合には、適用しない。</p>	
②	<p>(倉庫営業者の責任に係る債権の消滅時効)</p>	

	<p>第六百十七条 寄託物の滅失又は損傷についての倉庫営業者の責任に係る債権は、寄託物の出庫の日から一年間行使しないときは、時効によって消滅する。</p> <p>2 前項の期間は、寄託物の全部滅失の場合においては、倉庫営業者が倉荷証券の所持人（倉荷証券を作成していないとき又は倉荷証券の所持人が知れないときは、寄託者）に対してその旨の通知を発した日から起算する。</p> <p>3 前二項の規定は、倉庫営業者が寄託物の滅失又は損傷につき悪意であった場合には、適用しない。</p>	
--	---	--

## 第2部 倉荷証券に関する規定の見直しに関する論点の検討

### 第1 電子化された倉荷証券の名称

今回の法改正で実現しようとする電子化された倉荷証券の法律上の名称を「電子倉荷証券記録」とする。

(補足説明)

今回の法改正で実現しようとする電子化された倉荷証券の法律上の名称については、船荷証券と同様、「電子倉荷証券記録」とすることが考えられる（「船荷証券に関する規定等の見直しに関する中間試案の補足説明」（以下「中間試案の補足説明」という。）第1部第1参照）。この点について、どのように考えるか。

### 第2 電子倉荷証券記録を発行する場面の規律等

#### 1 電子倉荷証券記録を発行する場面の規律

倉庫営業者は、倉荷証券の交付に代えて、寄託者の承諾を得て、電子倉荷証券記録を発行することができる。

(補足説明)

##### (1) 電子倉荷証券記録の発行義務等について

倉庫営業者は、寄託者の請求に応じて倉荷証券の交付義務を負うものとされているところ（商法第600条）、電子倉荷証券記録についても、寄託者の請求に応じて倉庫営業者にその発行義務を認めるか否かが問題となる。

この点について、倉荷証券の交付義務に関する規定（同法第600条）は、

船荷証券の交付義務に関する規定（同法第757条）と同様の規定ぶりとなっており、電子倉荷証券記録と電子船荷証券記録の発行義務について両者に差異を設ける必要性は見当たらないように思われることから、倉庫証券の実務における特段の支障がない限り、電子船荷証券記録と同様の内容とすることが考えられる。

したがって、電子倉荷証券記録についても、電子船荷証券記録と同様、倉庫営業者に発行義務までは認めずに、倉庫営業者が寄託者の承諾を得て、すなわち、倉庫営業者と寄託者の合意があった場合に限り発行を認める規律としている（「中間試案の補足説明」第1部第2の1の補足説明(1)参照）。この点について、どのように考えるか。

#### (2) 寄託者の承諾の方法について

倉荷証券については、電子船荷証券記録と同様、電子倉荷証券記録の発行に際して、相手方の承諾について特定の方式を要求することはしないことにしている（「中間試案の補足説明」第1部第2の1の補足説明(2)参照）。この点について、どのように考えるか。

## 2 電子倉荷証券記録の記録事項

電子倉荷証券記録には、商法第601条各号に掲げる事項及びその番号を記録しなければならない。

### (補足説明)

電子船荷証券記録においては、紙の船荷証券と同様の解釈が維持されるようにするため、電子船荷証券記録の記録事項については、商法第758条第1項と同様の規定ぶりとするところが検討されているところ、電子倉荷証券記録についても同様とすることが考えられる。

なお、「作成地」については、電子船荷証券記録の記録事項から除外することは検討されていないことを踏まえ、電子倉荷証券記録についても同様とすることが考えられる（「中間試案の補足説明」第1部第2の2の補足説明(3)参照）。また、追加記録については、電子船荷証券記録と同様、特段の規律を設けないこととしているが、法定の記録事項以外の事項を記録することや発行後に記録を追加することについては、一律に禁じられるものではなく、その法的効果はともかく、許容されるものと考えられる（「中間試案の補足説明」第1部第2の2の補足説明(6)参照）。さらに、電子倉荷証券記録については、指図式の電子倉荷証券記録、記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされている電子倉荷証券記録、それら以外の電子倉荷証券記録といった類型が観念される場所、いずれの類型に属するのかを法定記録事項とすることも考えられるところであるが、この点についても、電子船荷証券記録と同様、法定の記録事項とはしないこととしている（「中間試案の補足説明」第1部第2の2の補足説明(4)参照）。

これらの点について、どのように考えるか。

### 3 「支配」概念の創設及び関連概念の定義

#### (1) 「支配」概念の定義

電子倉荷証券記録の「支配」という新たな概念を創設することとし、その定義として、次のいずれかの案によるものとする。

##### 【甲案】

「電子倉荷証券記録の支配」については、「当該電子倉荷証券記録を〔排他的に〕利用することができる状態」（注1）と定義する。

##### 【乙案】

「電子倉荷証券記録の支配」の内容について、法律上は定義を設けない。

#### (2) 「電子倉荷証券記録の発行」の定義

電子倉荷証券記録の発行については、「電子倉荷証券記録を作成し、当該電子倉荷証券記録の支配が寄託者に〔排他的に〕（注1）属することとなる措置」と定義する（注2）。

#### (3) 「電子倉荷証券記録の支配の移転」の定義

電子倉荷証券記録の支配の移転については、「電子倉荷証券記録の支配を他の者に移転する措置であって、当該他の者に当該電子倉荷証券記録の支配が〔移転／排他的に属〕（注1）した時点で、当該電子倉荷証券記録の支配を移転した者が当該電子倉荷証券記録の支配を失うもの」と定義する（注2）。

（注1）(1)の甲案を採用しつつもその定義の中に支配の排他性を認めない場合又は乙案を採用する場合には、「電子倉荷証券記録の発行」及び「電子倉荷証券記録の支配の移転」の定義の中で排他性を別途規律することなどを通じて、電子倉荷証券記録の支配が排他的であることを規律していくことが考えられる。

（注2）電子倉荷証券記録の発行及び支配の移転については、一定の技術的要件を満たす必要があることを想定しており、当該技術的要件については、後記第3で取り扱うものとする。

#### （補足説明）

倉荷証券を電子化する場合においても、電子船荷証券記録と同様、電子倉荷証券記録は「物」、「有価証券」、「倉荷証券」そのものではないという考え方を前提とした上で（「中間試案の補足説明」第1部第2の3補足説明(1)参照）、電子倉荷証券記録の「支配」という新たな概念を創設することとし、その定義についても、電子船荷証券記録と同様、甲案と乙案の2つの考え方を提案しているが（「中間試案の補足説明」第1部第2の3及び同補足説明(2)、(3)参照）、最終的には電子船荷証券記録における「支配」の概念と平仄を合わせることが相当であると考えられる。また、「電子倉荷証券記録の発行」及び「電子倉荷証券記録の支配の移転」の定義についても、電子船荷証券記録の場合と同様の定義としている（「中間試案の補足説明」第1部第2の3及び同補足説明(4)、(5)参照）。この点について、どのように考えるか。

### 第3 電子倉荷証券記録の技術的要件

#### 1 電子倉荷証券記録の定義及び信頼性の要件以外の技術的要件

電子倉荷証券記録については、次のように定義及び技術的要件（信頼性の要件を除く。）を定める。

「電子倉荷証券記録」とは、商法第●条（注：前記第2の1の規定）の規定により発行される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報の処理に供されるものをいう。）であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- 一 電子倉荷証券記録上の権利を有することを証する唯一の記録として特定されたもの
- 二 電子倉荷証券記録の支配をすることができるものであって、その支配をする者を特定することができるもの（注）
- 三 商法第●条（注：前記第2の3(3)の規定）に規定する電子倉荷証券記録の支配の移転をすることができるもの
- 四 通信、保存及び表示の通常のプロセスにおいて生ずる変更を除き、電子倉荷証券記録に記録された情報を保存することができるもの

（注）前記第2の3(1)において甲案をとる場合には、「商法第●条に規定する電子倉荷証券記録の支配を（略）」と規律することとなる。

#### 2 技術的要件としての信頼性の要件

電子倉荷証券記録の技術的要件としての信頼性の要件については、次のいずれかの案によるものとする。

##### 【甲案】

電子倉荷証券記録に関して、一般的な信頼性の要件を明示的に定めることはしない。

##### 【乙案】

電子倉荷証券記録の技術的要件として、一般的な信頼性の要件をその有効要件として明示的に定める（注）。

（注）例えば、以下のような規定を設けることが考えられる。

電子倉荷証券記録の発行、電子倉荷証券記録の支配の移転、電子倉荷証券記録に対する電子裏書、第●条、第●条及び第●条（注：前後記第4の2の甲案及び乙案の第1項、後記第6の2(3)の甲案及び乙案の第1項、第6の2(9)等）に定める電子倉荷証券記録の消去等その他電子倉荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置、第●条（注：後記第6の2(20)等）に定める電子倉荷証券記録に記録された事項の提示は、信頼性のある手法が用いられなければならない。

##### 【丙案】

電子倉荷証券記録の技術的要件として、一般的な信頼性の要件をその有効要件として定めることはしないが、一般的な信頼性の要件について、例えば、次のような規定を設ける。

電子倉荷証券記録を発行する者、電子倉荷証券記録に記録する者、電子倉荷証券記録の支配を移転する者その他電子倉荷証券記録に関する行為をする者は、〔法務省令で定める事項（注）を考慮し、〕信頼性のある手法を用い〔るように努め〕なければならない。

（注）法務省令を定める場合には、次のような内容を規定することを想定している。

商法第●条に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 電子倉荷証券記録の利用に関する全ての規程の有無及び内容
- 二 電子倉荷証券記録に記録された情報の完全性を確保するための方法
- 三 電子倉荷証券記録への権限のない利用及び接続を防止するための方法
- 四 電子倉荷証券記録に用いられるハードウェア及びソフトウェアの安全性
- 五 電子倉荷証券記録に関するシステムの提供者から独立した機関による電子倉荷証券記録に関するシステムに対する監査の有無、範囲及び周期性
- 六 監督機関又は規制当局によってなされる電子倉荷証券記録の信頼性に対する評価の有無及び内容
- 七 電子倉荷証券記録に関連する業界の標準的な取扱い

### 3 電子倉荷証券記録の発行の技術的要件

前記第2の3(2)の「電子倉荷証券記録の発行」の定義を前提として、電子倉荷証券記録の発行の技術的要件について、次のように定める。

「電子倉荷証券記録の発行」とは、法務省令で定める方法（注）により、電子倉荷証券記録を作成し、当該電子倉荷証券記録の支配が寄託者に〔排他的に〕属することとなる措置をいう。

（注）法務省令として、次のような内容を規定することを想定している。ただし、「電子署名」に関しては、これを要件としないことや、電子署名を行った者の識別可能性とその者の意思を示すために信頼できる手法が用いられていることのみを定めることも考えられる。

- 1 商法第●条に規定する法務省令で定める方法は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
  - 一 電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であること
  - 二 電子倉荷証券記録を発行する者が電子署名をするものであること
- 2 前項第2号に規定する「電子署名」とは、電子倉荷証券記録に記録された情報について行われる措置であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
  - 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること
  - 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること

### 4 電子倉荷証券記録の支配の移転の技術的要件

前記第2の3(3)の「電子倉荷証券記録の支配の移転」の定義を前提として、

電子倉荷証券記録の支配の移転の技術的要件について、次のように定める。

「電子倉荷証券記録の支配の移転」とは、法務省令で定める方法（注）により、電子倉荷証券記録の支配を他の者に移転する措置であって、当該他の者に当該電子倉荷証券記録の支配が〔移転／排他的に属〕した時点で、当該電子倉荷証券記録の支配を移転した者が当該電子倉荷証券記録の支配を失うものをいう。

（注）法務省令として、次のような内容を規定することを想定している。

商法第●条に規定する法務省令で定める方法は、電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。

（補足説明）

電子倉荷証券記録の定義及び技術的要件、電子倉荷証券記録の発行の技術的要件並びに電子倉荷証券記録の支配の移転の技術的要件についても、倉荷証券の実務における支障がない限り、電子船荷証券記録と同様の内容とすることが考えられる（「中間試案の補足説明」第1部第3参照）。この点について、どのように考えるか。

#### 第4 電子倉荷証券記録と倉荷証券の転換

##### 1 倉荷証券から電子倉荷証券記録への転換について

- ① 倉荷証券が交付された場合には、当該倉荷証券を交付した倉庫営業者は、当該倉荷証券の所持人（注1）の承諾を得て、当該倉荷証券と引換えに、電子倉荷証券記録を発行することができる。この場合において、当該電子倉荷証券記録には、一定の事項（注2）が記録されなければならない。
- ② 前項の規定により電子倉荷証券記録が発行された場合における商法第●条第●項（注：後記第6の2(15)の第1項の規定）の規定の適用については、当該電子倉荷証券記録を支配する者は、当該電子倉荷証券記録の発行を受けた者が電子裏書の連続によりその権利を有したことを証明したものとみなす。

（注1）「当該倉荷証券の所持人」の後に括弧書きを設けて一定の限定をすることが考えられるところ、括弧書きの内容については、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】当該倉荷証券上の権利を適法に有する者に限る。

【B案】当該倉荷証券が、裏書によって、譲渡し、又は質権の目的とすることができるものである場合にあっては、裏書の連続によりその権利を証明した者（裏書がされる前であるときは、寄託者）に限る。

（注2）一定の事項については、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】次の①から④までの事項の全部又は一部とする（一部とする場合には、例えば①のみとする、①及び②とする、①及び④とするといったように、複数の考え方があ）。）。

- ① 商法第601条に掲げる事項に関して当該倉荷証券の記載と同一の内容
- ② 当該倉荷証券に代えて発行されたものであること
- ③ 当該倉荷証券に代えて当該電子倉荷証券記録の発行を受けた者の氏名又は

名称

- ④ 当該倉荷証券が記名式であって裏書を禁止する旨の記載がある場合においては電子裏書を禁止すること

【B案】単に「当該倉荷証券の記載と同一の内容」とする。

## 2 電子倉荷証券記録から倉荷証券への転換について

電子倉荷証券記録から紙の倉荷証券への転換の場面の規律については、次のいずれかの案によるものとする。

### 【甲案】

- ① 電子倉荷証券記録が発行された場合には、当該電子倉荷証券記録を発行した倉庫営業者は、当該電子倉荷証券記録を支配する者（注1）の承諾を得て、当該電子倉荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該電子倉荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えに、倉荷証券を交付することができる。この場合において、当該倉荷証券には、一定の事項（注2）が記載されなければならない。
- ② 前項の規定により倉荷証券が交付された場合における民法第520条の4の規定の適用については、当該倉荷証券の所持人は、当該倉荷証券の交付を受けた者が裏書の連続によりその権利を有したことを証明したものとみなす。

（注1）「当該電子倉荷証券記録を支配する者」の後に括弧書きを設けて一定の限定をすることが考えられるところ、括弧書きの内容については、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】当該電子倉荷証券記録上の権利を適法に有する者に限る。

【B案】指図式の電子倉荷証券記録が発行された場合にあつては、電子裏書の連続によりその権利を証明した者（電子裏書がされる前であるときは、寄託者）に限る。

（注2）一定の事項については、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】次の①から④までの事項の全部又は一部とする（一部とする場合には、例えば、①のみとする、①及び②とする、①及び④とするといったように、複数の考え方があつた。）。

- ① 商法第601条に掲げる事項に関して当該電子倉荷証券記録の記録と同一の内容
- ② 当該電子倉荷証券記録に代えて発行されたものであること
- ③ 当該電子倉荷証券記録に代えて当該倉荷証券の交付を受けた者の氏名又は名称
- ④ 当該電子倉荷証券記録が商法第●条第●項（注：後記第5の本文第3項の規定）の電子倉荷証券記録である場合においては裏書を禁止すること

【B案】単に「当該電子倉荷証券記録の記録と同一の内容」とする。

### 【乙案】

- ① 電子倉荷証券記録を支配する者（注1）は、当該電子倉荷証券記録を発行した倉庫営業者に対し、当該電子倉荷証券記録の支配の移転又は消去そ

の他当該電子倉荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えに倉荷証券を交付することを請求することができる。この場合において、当該倉荷証券には、一定の事項（注2）が記載されなければならない。

- ② 前項の規定により倉荷証券が交付された場合における民法第520条の4の規定の適用については、当該倉荷証券の所持人は、当該倉荷証券の交付を受けた者が裏書の連続によりその権利を有したことを証明したものとみなす。

（注1） 甲案の注1と同じ。

（注2） 甲案の注2と同じ。

#### （補足説明）

電子船荷証券記録については、船荷証券と電子船荷証券記録の転換に関する規定を設けることが1つの国際動向と考えられることに加えて、現実にも船荷証券と電子船荷証券記録との間で媒体の変換を行う必要が生じる可能性はあるため、転換に関する規律を設けることとしている（「中間試案の補足説明」第1部第4参照）。この点、倉荷証券の利用場面は先物取引等の決済等に限定されているなど、利用される場面等が船荷証券とは大きく異なっているところではあるが、倉荷証券も船荷証券も同じく商法を根拠とするものである以上、倉庫証券の実務における特段の支障がない限り、電子船荷証券記録と同様の内容とすることが考えられる。この点について、どのように考えるか。

### 第5 電子倉荷証券記録の類型及び譲渡等の方式

- ① 指図式の電子倉荷証券記録上の権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、当該電子倉荷証券記録の支配の移転及び電子裏書（電子倉荷証券記録を支配する者が当該電子倉荷証券記録の支配を他の者に移転する場合において、法務省令で定める方法により（注）、当該電子倉荷証券記録の支配の移転をする者の氏名又は名称及び移転を受ける者の氏名又は名称を当該電子倉荷証券記録に記録することをいう。以下同じ。）をすることによって、その効力を生ずる。

（注）法務省令として、以下のような内容を規定することを想定している。ただし、前記第3の3の電子倉荷証券記録の発行の技術的要件と同様、「電子署名」に関しては、これを要件としないことや、電子署名を行った者の識別可能性とその者の意思を示すために信頼できる手法が用いられていることのみを定めることも考えられる。

- 1 商法第●条第●項に規定する法務省令で定める方法は、次の各号の要件のいずれにも該当するものをいう。
  - 一 電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であること
  - 二 商法第●条第●項に定める事項の記録をする者が電子署名をするものであること

- 2 前項第2号に規定する「電子署名」とは、電子倉荷証券記録に記録された情報について行われる措置であって、次の各号の要件のいずれにも該当するものをいう。
  - 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること
  - 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること
- ② 前項の電子倉荷証券記録に該当しない電子倉荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）上の権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、当該電子倉荷証券記録の支配の移転をすることによって、その効力を生ずる。
- ③ 記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされている電子倉荷証券記録上の権利の譲渡又はこれを目的とする質権の設定は、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方式に従い、かつ、その効力をもってのみ、することができる。
- ④ 電子裏書は、単純であることを要し、電子裏書に付した条件は、これを記録していないものとみなす。
- ⑤ 第1項の規定にかかわらず、電子裏書は、電子倉荷証券記録の支配の移転を受ける者の氏名又は名称を記録しないで、又は単に当該電子倉荷証券記録の支配の移転をする者の氏名若しくは名称を記録することのみをもってすることができる（以下「白地式電子裏書」という。）。
- ⑥ 白地式電子裏書がされたときは、電子倉荷証券記録を支配する者は、次の各号に掲げる行為をすることができる。
  - 一 自己の氏名若しくは名称又は他人の氏名若しくは名称をもって白地を補充すること
  - 二 白地式電子裏書により、又は他人の氏名若しくは名称を表示して更に電子裏書をする事
  - 三 白地を補充せず、かつ、電子裏書をせずに電子倉荷証券記録の支配を移転することにより電子倉荷証券記録上の権利を譲渡し、又はこれを目的とする質権を設定すること
- ⑦ 電子倉荷証券記録の支配の移転を受ける者の氏名又は名称を記録せずにその支配をする者に寄託物を引き渡すべき旨が付記された電子裏書は、白地式電子裏書と同一の効力を有する。

（補足説明）

倉荷証券は、船荷証券と同様、講学上、指図証券型、記名式所持人払証券型、その他の記名証券型（裏書禁止型）、無記名証券型の4類型があるものと考えられる。そこで、電子倉荷証券記録の類型及び譲渡等の方式については、倉荷証券の実務における支障がない限り、電子船荷証券記録と同様の内容とすることが考えられる（「中間試案の補足説明」第1部第5参照）。この点について、どのように考えるか。

## 第6 電子倉荷証券記録の効力等に関する規律の内容

### 1 規律の在り方の方向性

電子倉荷証券記録の効力等に関する規律の在り方に関しては、次のいずれかの案によるものとする

#### 【甲案】

紙の倉荷証券に適用される商法及び民法等の規定について、包括的な準用規定を設けたり、電子倉荷証券記録に適用させるために個別的に書き下したりすることはせず、次のような規定を置くという考え方。

- ① 電子倉荷証券記録は、倉荷証券と同一の効力を有する。
- ② 倉庫営業者は、電子倉荷証券記録を発行したときは、倉荷証券を作成及び交付したものとみなす。
- ③ 電子倉荷証券記録の支配をする者は、電子倉荷証券記録に対して電子裏書をしたときは、倉荷証券に対して裏書をしたものとみなす。
- ④ 電子倉荷証券記録の記録は倉荷証券の記載と、電子倉荷証券記録の支配は倉荷証券の占有と、電子倉荷証券記録を支配する者は倉荷証券の所持人と、それぞれみなす。
- ⑤ 電子倉荷証券記録の支配の移転をした者は、倉荷証券の交付、引渡し又は返還をしたものとみなす。
- ⑥ 電子倉荷証券記録の支配をする者は、当該電子倉荷証券記録に記録された事項を提示したときは、倉荷証券を提示したものとみなす。

#### 【乙案】

紙の倉荷証券に適用される商法及び民法の主要な規定についての包括的な準用規定を設けつつ、読替規定を置くという考え方。ただし、この案においても、「電子倉荷証券記録は、倉荷証券と同一の効力を有する」旨の規定は別途設けることとする。

#### 【丙案】

紙の倉荷証券に適用される規定のうち電子倉荷証券記録に適用すべきものについて、個別的に書き下すという考え方。ただし、この案においても、「電子倉荷証券記録は、倉荷証券と同一の効力を有する」旨の規定は別途設けることとする。

#### 【丁案】

乙案及び丙案の折衷的な考え方として、紙の倉荷証券に適用される商法の規定のうち電子倉荷証券記録に適用すべきものについては、紙の倉荷証券に適用される商法の規定の中に電子倉荷証券記録を組み込むこととしつつ、紙の倉荷証券に適用される民法の規定のうち電子倉荷証券記録に適用すべきものについては、包括的な準用規定を設けつつ、読替規定（注）を置くという考え方。この案においても、「電子倉荷証券記録は、倉荷証券と同一の効力を有する」旨の規定は別途設けることとする。

（注）読替規定については、乙案の読替規定から商法の規定に関する部分を除外したものに

なることが考えられる。

(補足説明)

電子倉荷証券記録の効力等に関する規律の方向性についても、電子船荷証券記録と同様、甲案、乙案、丙案及び丁案の4案を提案しているが、倉荷証券の実務における支障がない限り、電子船荷証券記録と同様の内容とすることが考えられる（「中間試案の補足説明」第1部第6の1参照）。この点について、どのように考えるか。

## 2 効力等に関する規律案

電子倉荷証券記録の効力等に関する規律の内容に関して、前記1の丙案を採用する場合の規律の内容は、次のとおりである（注）。なお、前記1の乙案を採用して読替規定を設ける場合における読替え後の規律の内容についても、基本的には同様である。

（注）商法第2編第9章第2節「倉庫営業」の規定のうち、第599条、第610条、第611条及び第612条の規定は、倉荷証券に関するものではないため、検討の対象とはしていない（第1部第2の2の④の類型）。

### (1) 商法第602条に相当する規定

倉庫営業者は、電子倉荷証券記録を寄託者に発行したときは、その帳簿に次に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

- ① 商法第601第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる事項
- ② 電子倉荷証券記録の番号及び作成の年月日

(補足説明)

ア 商法第602条は帳簿記載義務に関する規定であり、船荷証券には同様の規定はない。電子倉荷証券記録が発行された場合であっても、倉荷証券が交付された場合と同様の規律を設けるのが相当であると考えられる。

イ なお、帳簿については、商法第602条に「記載しなければならない」とされていることから、電磁的記録によって作成されることは想定されていないようにも考えられるが、この機会に、電子倉荷証券記録が発行された場合だけでなく、倉荷証券が交付された場合も含め、電磁的記録によって帳簿を作成することができるように規律を改めることも考えられる。

### (2) 商法第603条に相当する規定

電子倉荷証券記録に係る分割請求等（商法第603条）の場面の規律については、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

- ① 電子倉荷証券記録を支配する者は、倉庫営業者に対し、寄託物の分割及びその各部分に対する倉荷証券の交付を請求することができる。この場合において、電子倉荷証券記録を支配する者は、その支配する当該電子倉荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該倉荷証券記録の利用及び支配の

移転をすることができないようにする措置をとらなければならない。

- ② 前項の規定による寄託物の分割及び倉荷証券の交付に関する費用は、電子倉荷証券記録を支配する者が負担する。

#### 【乙案】

- ① 電子倉荷証券記録を支配する者は、倉庫営業者に対し、寄託物の分割及びその各部分に対する電子倉荷証券記録の発行を請求することができる。この場合において、電子倉荷証券記録を支配する者は、その支配する当該電子倉荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該倉荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置をとらなければならない。
- ② 前項の規定による寄託物の分割及び電子倉荷証券記録の発行に関する費用は、電子倉荷証券記録を支配する者が負担する。

(補足説明)

#### ア 基本的な考え方

倉荷証券の所持人は、必要な費用を負担して寄託物の分割及びその各部分に対応する倉荷証券の交付を請求することができ、この場合には、旧証券を倉庫営業者に返還しなければならない（商法第603条）。

電子倉荷証券記録が発行されている場合についても、同条と同様の規律を設けるべきであると考えられるが、その際には、紙の倉荷証券が交付されている場合には分割後に交付されるのは紙の倉荷証券、電子倉荷証券記録が発行されている場合には分割後に発行されるのは電子倉荷証券記録というように、寄託物の分割の前後を通じて媒体の同一性を求めるか否かが問題となる。

より具体的には、紙の倉荷証券が発行されている場合においては、分割された寄託物の各部分に対応する倉荷証券の交付を請求すること（①）に加え、倉庫営業者と寄託者の合意があったときに限って電子倉荷証券記録を発行すること（②）を認めるのか否かが問題となる。

また、電子倉荷証券記録が発行されている場合においては、分割された寄託物の各部分に対応する倉荷証券の交付を請求すること（③）、電子倉荷証券記録の発行を請求すること（④）、倉庫営業者と寄託者の合意があったときに限って電子倉荷証券を発行すること（⑤）を認めるのか否かが問題となる。

#### イ 甲案

甲案は、電子倉荷証券記録を支配する者は、寄託物の分割を請求する場合に、その各部分に対応する紙の倉荷証券の交付を請求することができるというものである（③）。もっとも、この場合であっても、上記第2の1の規律により、倉庫営業者と寄託者の合意があったときは、倉荷証券の交付に代えて電子倉荷証券記録を発行することができる（⑤）。また、紙の倉荷証券が発行されている場合においては、商法第603条の規定により、分割された寄託物の各部分に対応する倉荷証券の交付を請求することができるし（①）、上記第2の1の規律により、倉庫営業者と寄託者の合意があったときは、倉

荷証券の交付に代えて電子倉荷証券記録を発行することができる(②)。したがって、紙の倉荷証券が発行されている場合であっても、電子倉荷証券記録が発行されている場合であっても、分割された寄託物の各部分に対応する倉荷証券の交付を請求すること(①、③)に加え、倉庫営業者と寄託者の合意があったときに限って電子倉荷証券記録を発行すること(②、⑤)ができるということになる。

なお、電子倉荷証券記録が発行されている場合において、第2の1の規律によって分割された寄託物の各部分に対応する電子倉荷証券記録が発行されるときは、倉荷証券の交付に代えて行われるものであるから、当該電子倉荷証券記録の発行に関する費用は、「倉荷証券の交付に関する費用」に含まれるものと解されることを想定している(このように解することが困難である場合には、第2の1の規律によって分割された寄託物の各部分に対応する電子倉荷証券記録が発行される場合の費用に関する規律を別途設けることが考えられる。)

また、倉荷証券の「返還」については、受戻証券性を定める商法第613条に相当する規定(後記9参照)と同様、電子倉荷証券記録の支配の移転に限定するのではなく、電子倉荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該電子倉荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置をとることとしている。

#### ウ 乙案

乙案は、電子倉荷証券記録を支配する者は、寄託物の分割を請求する場合に、その各部分に対応する電子倉荷証券記録の発行を請求すること(④)ができるが、その各部分に対応する紙の倉荷証券の交付を請求すること(③)はできないとするものである。この考え方は、電子倉荷証券記録が発行されている場合には、寄託物の分割を請求するときであっても、電子倉荷証券記録の発行しか認めず、転換の規定によらない限り、媒体の変更は認めないというものである。このような考え方を採用する場合には、紙の倉荷証券が発行されている場合においては、倉庫営業者と寄託者の合意があっても、転換の規定によらない限り、電子倉荷証券記録を発行することは認めないものとするとも考えられるところであり、そのように考えるのであれば、第2の1の規律において、寄託物の分割請求がされる場合を除外することが考えられる。

なお、倉荷証券の「返還」については、上記イと同様、電子倉荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該電子倉荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置をとることとしている。

### (3) 商法第604条に相当する規定

倉庫営業者は、電子倉荷証券記録の記録が事実と異なることをもってその支配をする善意の者に対抗することができない。

(補足説明)

商法第604条は、船荷証券に関する同法第760条と同様の規定であり、船荷証券の電子化における検討内容と同様の方向性とすることが考えられるところ、電子船荷証券記録については同条に相当する規律を設けることから、電子倉荷証券記録についても、商法第604条に相当する規律を設けることが相当であると考えられる（「中間試案の補足説明」第1部第6の2(2)参照）。

#### (4) 商法第605条に相当する規定

電子倉荷証券記録の発行がされたときは、寄託物に関する処分は、電子倉荷証券記録によってしなければならない。

(補足説明)

商法第605条は、船荷証券に関する同法第761条と同様の規定であり、船荷証券の電子化における検討内容と同様の方向性とすることが考えられるところ、電子船荷証券記録については同条に相当する規律を設けることから、電子倉荷証券記録についても、商法第605条に相当する規律を設けることが相当であると考えられる（「中間試案の補足説明」第1部第6の2(3)参照）。

#### (5) 商法第606条に相当する規定

電子倉荷証券記録上の権利は、当該電子倉荷証券記録が記名式であるときであっても、当該電子倉荷証券記録の支配の移転及び電子裏書をするによって、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。ただし、当該電子倉荷証券記録に電子裏書を禁止する旨を記録したときは、この限りでない。

(補足説明)

商法第606条は、船荷証券に関する同法第762条と同様の規定であり、船荷証券の電子化における検討内容と同様の方向性とすることが考えられるところ、電子船荷証券記録については同条に相当する規律を設けることから、電子倉荷証券記録についても、商法第606条に相当する規律を設けることが相当であると考えられる（「中間試案の補足説明」第1部第6の2(4)参照）。

#### (6) 商法第607条に相当する規定

電子倉荷証券記録により寄託物を受け取ることができる者に電子倉荷証券記録の支配を移転したときは、その移転は、寄託物について行使する権利の取得に関しては、寄託物の引渡しと同一の効力を有する。

(補足説明)

商法第607条は、船荷証券に関する同法第763条と同様の規定であり、船荷証券の電子化における検討内容と同様の方向性とすることが考えられるところ、電子船荷証券記録については同条に相当する規律を設けることから、電子倉荷証券記録についても、商法第607条に相当する規律を設けること

が相当であると考えられる（「中間試案補足説明」第1部第6の2(5)参照）。

(7) 商法第608条に相当する規定

【甲案】

電子倉荷証券記録には適用しない。

【乙案】

電子倉荷証券記録を支配する者は、その支配を失ったときは、相当の担保を供して、その再発行を請求することができる。この場合において、倉庫営業者は、その旨を帳簿に記載又は記録しなければならない。

(補足説明)

電子船荷証券記録については、紙の船荷証券とは異なり、電子船荷証券記録を紛失して他の者がその支配をするに至るといった事態は通常では考え難いことなどから、民法第520条の11及び第520条の12が規定する喪失の手続については設けないものとする方向で検討されている（「中間試案の補足説明」第1部第6の2(17)参照）。

このような方向性と平仄を合わせるのであれば、商法第608条の相当する規定は設けないものとするのが考えられる（甲案）。

もっとも、電子船荷証券記録における検討は、非訟事件手続法が定める公示催告手続に相当する手続を別途設けて電子船荷証券記録を無効化することまでは必要ないというものであり、その検討においては、システムを提供する者を含む関係当事者間で解決が図られることが想定されているのであるから、電子倉荷証券記録について、相当の担保を供して再発行を求めることができるとする商法第608条の規定の適用を排除する必要まではないとも考えられる（乙案）。

この点について、どのように考えるか。

(8) 商法第609条に相当する規定

寄託者又は電子倉荷証券記録を支配する者は、倉庫営業者の営業時間内は、いつでも、寄託物の点検もしくはその見本の提供を求め、又はその保存に必要な処分をすることができる。

(補足説明)

電子倉荷証券記録についても、商法第609条に相当する規律を設けることが相当と考えられる。

(9) 商法第613条に相当する規定

電子倉荷証券記録の発行がされたときは、当該電子倉荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該電子倉荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引換えでなければ、寄託物の返還を請求することができない。

(補足説明)

商法第613条は、船荷証券に関する同法第764条と同様の規定であり、船荷証券の電子化における検討内容と同様の方向性とするのが考えられるところ、電子船荷証券記録については同条に相当する規律を設けることから、電子倉荷証券記録についても、商法第613条に相当する規律を設けることが相当であると考えられる（「中間試案の補足説明」第1部第6の2(6)参照）。

なお、電子倉荷証券記録の支配の移転に限らず、何らかの方法で電子倉荷証券記録がその後に流通又は利用されないようにする措置がとられた場合にも同様に取り扱ってもよいように考えられるし、選択肢を広げることでより多くのシステムを許容することになると考えられることから、①当該電子倉荷証券記録の支配の移転に加えて、②消去その他当該電子倉荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置を含める形で規律することとしている。

#### (10) 商法第614条に相当する規定

電子倉荷証券記録上の権利を質権の目的とした場合において、質権者の承諾があるときは、寄託者は、当該質権の被担保債権の弁済期前であっても、寄託物の一部の返還を請求することができる。この場合において、倉庫営業者は、返還した寄託物の種類、品質及び数量を電子倉荷証券記録に記録し、かつ、その旨を帳簿に記載又は記録しなければならない。

(補足説明)

電子倉荷証券記録についても、商法第614条に相当する規律を設けることが相当と考えられる。

なお、帳簿については、「記載しなければならない」とされていることから、電磁的記録によって作成されることは想定されていないようにも考えられるが、この機会に、電子倉荷証券記録が発行された場合だけでなく、倉荷証券が交付された場合も含め、電磁的記録によって帳簿を作成することができるように規律を改めることも考えられる。

#### (11) 商法第615条に相当する規定

第524条第1項及び第2項の規定は、寄託者又は電子倉荷証券記録を支配する者が寄託物の受領を拒み、又はこれを受領することができない場合について準用する。

(補足説明)

電子倉荷証券記録についても、商法第615条に相当する規律を設けることが相当と考えられる。

#### (12) 商法第616条に相当する規定

① 寄託物の損傷又は一部滅失についての倉庫営業者の責任は、寄託者又は電子倉荷証券記録を支配する者が異議をとどめないで寄託物を受け取り、

かつ、保管料等を支払ったときは、消滅する。ただし、寄託物に直ちに発見することができない損傷又は一部滅失があった場合において、寄託者又は電子倉荷証券記録を支配する者が引渡しの日から二週間以内に倉庫営業者に対してその旨の通知を発したときは、この限りでない。

- ② 前項の規定は、倉庫営業者が寄託物の損傷又は一部滅失につき悪意であった場合には、適用しない。

(補足説明)

電子倉荷証券記録についても、商法第616条に相当する規律を設けることが相当と考えられる。

(13) 商法第617条に相当する規定

- ① 寄託物の滅失又は損傷についての倉庫営業者の責任に係る債権は、寄託物の出庫の日から一年間行使しないときは、時効によって消滅する。

- ② 前項の期間は、寄託物の全部滅失の場合においては、倉庫営業者が電子倉荷証券記録を支配する者（電子倉荷証券記録を発行していないとき又は電子倉荷証券記録を支配する者が知れないときは、寄託者）に対してその旨の通知を発した日から起算する。

- ③ 前二項の規定は、倉庫営業者が寄託物の滅失又は損傷につき悪意であった場合には、適用しない。

(補足説明)

電子倉荷証券記録についても、商法第617条に相当する規律を設けることが相当と考えられる。

なお、電子倉荷証券記録が発行されている場合には、システムによってはその「支配する者が知れないとき」という事態は想定されないということもあり得るところではあるが、あえて除外する必要まではないものと考えられる。

(14) 民法第520条の2、第520条の3、第520条の13、第520条の19第1項

前記第5の電子倉荷証券記録の類型及び譲渡等の方式に関する規定として定める（前記第5参照）。

(15) 民法第520条の4及び第520条の14に相当する規定

- ① 指図式の電子倉荷証券記録（商法第●条（注：前記(5)の規定）本文の規定により、電子倉荷証券記録の支配の移転及び電子裏書をするることによって、当該電子倉荷証券記録上の権利を譲渡し、又は質権の目的をすることができる場合における当該電子倉荷証券記録を含む。）を支配する者において、電子裏書の連続によりその権利を証明するときは、その者は、当該電子倉荷証券記録上の権利を適法に有するものと推定する。この場合において、抹消された電子裏書は、これを記録しなかったものとみなし、白地

式電子裏書に次いで他の電子裏書があるときは、当該電子裏書を行った者は、白地式電子裏書によって電磁的倉荷証券の支配の移転を受けた者とみなす。

- ② 前項の規定は、最後の電子裏書が白地式電子裏書であるときも適用する。
- ③ (商法第●条第●項(注：前記第5の第2項の規定))に規定する電子倉荷証券記録を支配する者は、当該電子倉荷証券記録上の権利を適法に有するものと推定する。

(補足説明)

民法第520条の4及び第520条の14は、船荷証券のみならず倉荷証券にも適用されるものと考えられ、船荷証券の電子化における検討内容と同様の方向性とするのが考えられるところ、電子船荷証券記録についてはこれらの規定に相当する規律を設けることから、電子倉荷証券記録についても、これらの規定に相当する規律を設けることが相当であると考えられる(「中間試案の補足説明」第1部第6の2(10)参照)。

(16) 民法第520条の5及び第520条の15に相当する規定

- ① 何らかの事由により電子倉荷証券記録(記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。)の支配を失った者(当該電子倉荷証券記録上の権利を適法に有する者に限る。)は、その支配をする者に対し、当該電子倉荷証券記録の支配の移転を自己に対してすることを求めることができる。
- ② 前項の規定にかかわらず、何らかの事由により電子倉荷証券記録(記名式であって電子裏書を禁止されているものを除く。)の支配を失った者がある場合において、その支配をする者が前条(注：前記(15)の規定)の規定によりその権利を証明するときは、その支配をする者は、当該電子倉荷証券記録の支配の移転をする義務を負わない。ただし、その支配をする者が悪意又は重大な過失によりその支配の移転を受けたときは、この限りでない。

(補足説明)

民法第520条の5及び第520条の15は、船荷証券のみならず倉荷証券にも適用されるものと考えられ、船荷証券の電子化における検討内容と同様の方向性とするのが考えられるところ、電子船荷証券記録についてはこれらの規定に相当する規律を設けることから、電子倉荷証券記録についても、これらの規定に相当する規律を設けることが相当であると考えられる(「中間試案の補足説明」第1部第6の2(11)参照)。

(17) 民法第520条の6及び第520条の16に相当する規定

倉庫営業者は、電子倉荷証券記録(記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。)に記録した事項及びその電子倉荷証券記録の性質から当然に生ずる結果を除き、その電子倉荷証券記録の支配が移転

する前の支配をする者に対抗することができた事由をもってその支配をする善意の者に対抗することができない。

(補足説明)

民法第520条の6及び第520条の16は、船荷証券のみならず倉荷証券にも適用されるものと考えられ、船荷証券の電子化における検討内容と同様の方向性とするのが考えられるところ、電子船荷証券記録についてはこれらの規定に相当する規律を設けることから、電子倉荷証券記録についても、これらの規定に相当する規律を設けることが相当であると考えられる（「中間試案の補足説明」第1部第6の2(12)参照）。

(18) 民法第520条の7及び第520条の17に相当する規定

別途規定は設けない。

(補足説明)

電子船荷証券記録と同様、電子倉荷証券記録そのものは固有の「財産権」には当たらないことを前提としているため、電子倉荷証券記録そのものを質権の目的とするのではなく、電子倉荷証券記録上の権利を質権の直接の目的として想定し、かつ、電子倉荷証券記録上の権利の譲渡と質権の設定については方式の区別を設けることはせずに同様の規律とすることとしている。そのため、前記第5の規定とは別に民法第520条の7及び第520条の17に相当する規定は設けないこととしている（「中間試案の補足説明」第1部第6の2(13)参照）。

(19) 民法第520条の8に相当する規定

電子倉荷証券記録には適用しない。

(補足説明)

民法第520条の8は、弁済の場所に関する規定であり、そもそも紙の倉荷証券にも適用がされないと考えられるため、電子船荷証券記録と同様、電子倉荷証券記録にも適用されないことを想定している（「中間試案の補足説明」第1部第6の2(14)参照）。

(20) 民法第520条の9に相当する規定

倉庫営業者は、その債務の履行について期限の定めがあるときであっても、その期限が到来した後に電子倉荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）を支配する者がその電子倉荷証券記録に記録された事項を表示したものを提示してその履行を請求した時から遅滞の責任を負う。

(補足説明)

民法第520条の9は、船荷証券のみならず倉荷証券にも適用されるものと考えられ、船荷証券の電子化における検討内容と同様の方向性とするのが考えられるところ、電子船荷証券記録についてはこれらの規定に相当する

規律を設けることが考えられていることから、電子倉荷証券記録についても、これらの規定に相当する規律を設けることが相当であると考えられる（「中間試案の補足説明」第1部第6の2(15)参照）。

#### (21) 民法第520条の10に相当する規定

倉庫営業者は、電子倉荷証券記録（記名式であって電子裏書を禁止する旨の記録がされているものを除く。）を支配する者及びその電子署名の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、倉庫営業者に悪意又は重大な過失があるときは、その弁済は、無効とする。

（補足説明）

民法第520条の10は、船荷証券のみならず倉荷証券にも適用されるものと考えられ、船荷証券の電子化における検討内容と同様の方向性とするのが考えられるところ、電子船荷証券記録については同条に相当する規律を設けることから、電子倉荷証券記録についても、同条に相当する規律を設けることが相当であると考えられる（「中間試案の補足説明」第1部第6の2(16)参照）。

#### (22) 民法第520条の11及び第520条の12

電子倉荷証券記録には適用しない。

（補足説明）

民法第520条の11及び第520条の12は、船荷証券のみならず倉荷証券にも適用されるものと考えられ、船荷証券の電子化における検討内容と同様の方向性とするのが考えられるところ、電子船荷証券記録については、紙の船荷証券とは異なり、電子船荷証券記録を紛失して他の者がその支配をするに至るといった事態は通常では考え難い上に、何らかの理由によってシステムにアクセスすることができなくなったような場合には、そのシステムを提供する者との間で解決が図られることが想定されることなどから、これらの規定に相当する規律を設けないこととすることが考えられている（「中間試案の補足説明」第1部第6の2(17)参照）。そこで、電子倉荷証券記録についても、これらの規定に相当する規律を設けないこととすることが相当であると考えられる。

#### (23) その他

上記(1)から(22)までのほか、商法及び民法においては、明示的に「倉荷証券」を規律する規定はないが、その他の法律においては、倉庫業法第1条、鉄道営業法第13条、農業協同組合法第11条等の規定が存在する。これらについては、基本的には、①「倉荷証券」と並記する形で「電子倉荷証券記録」を追加する、②「倉荷証券所持人」と並記する形で「電子倉荷証券記録を支配する者」を追加する、③それらに伴い、倉荷証券に係る「記載」、「交付」といった用語に、電子倉荷証券記録においてそれらに相当する「記

録」、「発行」、「支配の移転」といった用語を追加する、④倉荷証券に関する既存の商法の規定を準用する規定について、準用の対象にそれらに相当する電子倉荷証券記録の条項を追加するといった所要の整備を行う（注）。

（注）このほかに、倉庫業法等、電子倉荷証券記録との関係での実質的な規律内容を検討すべきものがあるかについては引き続き検討を行う。

## 第7 電子倉荷証券記録を支配する者に対する強制執行に関する規律の内容

電子倉荷証券記録を支配する者に対する強制執行に関する規律の内容については、次のいずれかの案によるものとする

### 【甲案】

- ① 倉庫営業者及び電子倉荷証券記録を支配する者は、寄託物の引渡しに係る債権に関する強制執行その他の処分の制限がされた場合において、その旨を知ったときは、遅滞なく、その旨を電子倉荷証券記録（これに付随する電磁的記録を含む。）に記録しなければならない。ただし、倉庫営業者及び電子倉荷証券記録を支配する者がその記録をすることができないときは、この限りでない。
- ② 〔【甲-1）案】寄託物の引渡しに係る債権に関する強制執行その他の処分の制限がされたとき／【甲-2）前項の記録がされたとき〕は、電子倉荷証券記録は、その効力を失う。

### 【乙-1案】（注）

- ① 電子倉荷証券記録が発行されている場合における寄託物の引渡しに係る債権に対する強制執行又は民事保全に関する民事執行法第143条第1項（民事保全法第50条第1項で準用される場合を含む。）の規定の適用については、動産執行の目的となる有価証券が発行されているものとみなすことにより、寄託物の引渡しに係る債権は、強制執行等の対象にはならないものとする。
- ② 電子倉荷証券記録を支配する者の債権者は、電子倉荷証券記録を支配する者の倉庫営業者に対する倉荷証券への転換請求権を代位行使することができるものとし、その場合には、当該電子倉荷証券記録の支配の移転又は消去その他当該電子倉荷証券記録の利用及び支配の移転をすることができないようにする措置と引き換えにすることは要しないものとする。

（注）前記第4の2において乙案を採用する場合においてのみ採用し得る。

### 【乙-2案】

- ① 電子倉荷証券記録が発行されている場合における寄託物の引渡しに係る債権に対する強制執行又は民事保全に関する民事執行法第143条第1項（民事保全法第50条第1項で準用される場合を含む。）の規定の適用については、動産執行の目的となる有価証券が発行されているものとみなすことにより、寄託物の引渡しに係る債権は、強制執行等の対象にはならないものとする。
- ②' 電子倉荷証券記録を使用、収益又は処分する権利に対する強制執行がされた場合には、債権者は、当該電子倉荷証券記録を支配する債務者に対し、その支配の移転を自己に対してすることを求めることができる。

**【丙案】**

寄託物の引渡しに係る債権に対する強制執行がされた場合には、債権者は、当該電子倉荷証券記録を支配する債務者に対し、その支配の移転を自己に対してすることを求めることができる。

**【丁案】**

電子倉荷証券記録を支配する者に対する強制執行に関して、特段の規律は新設しない。

(補足説明)

倉荷証券の実務における支障がない限り、電子船荷証券記録と同様の内容とすることが考えられる（「中間試案の補足説明」第1部第7参照）。この点について、どのように考えるか。

以上